

平成二十一年五月十二日受領
答弁第三四九号

内閣衆質一七一第三四九号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員村井宗明君提出世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員村井宗明君提出世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問に対する答弁書

一について

宮島地域におけるシカの保護管理対策（以下「対策」という。）については、平成二十年三月に設置された地元関係者、学識経験者及び関係機関により構成される宮島地域シカ対策協議会（以下「協議会」という。）が行った検討の結果を受け、平成二十年九月に、廿日市市が、宮島地域シカ保護管理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定したと承知している。協議会には、環境省中国四国地方環境事務所の職員がアドバイザーとして参加しており、環境省としては、今後とも協議会を通じて適切に助言等を行ってまいりたい。

二について

ガイドラインにおいては、避妊処置もシカの個体数調整に係る方法の一つではあるが、当該処置による個体数管理の効果等については不明な点も多いため、必要な調査を行った上で、協議会において当該処置の必要性を判断することとされている。

三について

宮島地域においても、協議会の構成員である地元関係者及び関係機関が、ガイドラインに基づき、適切に対策を実施していると承知している。

四について

ガイドラインにおいては、人為的な給餌じに替わる措置として、シカの餌場えさとなる芝草地の造成を検討するが、当該造成はシカの個体数の増加や他地域からの誘引を招く可能性があることから、シカの分布状況等様々な観点から調査研究を行うこととされている。

五について

環境省としては、ガイドラインに基づき、自然植生への影響を把握しながら総合的かつ計画的に対策が進められることが重要であると認識している。